

# 令和2年第1回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和2年1月9日(木) 13時29分から14時31分

2. 開催場所 保健福祉センター香北2階

3. 出席委員 (18名)

会長	19番	原	心一				
会長職務代理	7番	森安	正	11番	山崎	彰	
委員	2番	平山	則雄	3番	横山	実男	4番 森田 良彦
	5番	岡田	修一	6番	堤	昭雄	8番 宗石 和彦
	9番	西村	広幸	10番	西岡	久	12番 三木 克司
	13番	上島	陽子	14番	鍵山	佳広	15番 小松 和啓
	16番	三谷	富重	17番	山内	茂	18番 岡本 博臣

4. 欠席委員 (1名)

1番 水田 義郎

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案

第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
第2号	農地法第3条の許可取消報告について(報告)
第3号	非農地証明願いについて
第4号	農地法第18条第6項解約通知報告について
第5号	使用貸借返還通知報告について
第6号	農地法第5条の規定による届出について(報告)
第7号	香美市農用地利用集積計画について(諮問)
第8号	香美市農地利用最適化推進委員選任に関する規定の一部改正について
第9号	農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議事項について
第10号	その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	西本	恭久
事務局次長	和田	小百合
事務局係長	公文	正志
農地主事	野島	和仁
農地係長	松浦	誠

7. 会議の概要

議

長

開会(13時29分)  
すいません、定刻の時間に若干早いですけど、皆さん方、お揃いだと思いますので、本日の会を始めたいと思いますのでよろしくお願いをしたいと思ひます。  
改めまして、皆さん、あけましておめでとうございます。今年は非常に暖か

いお正月を迎えてですね、まあ、ずっと暖かい天気が続いておりますが、これから先、どういうふうに気候が変化していくか、むつかしいところもあろうかと思えます。皆さんが、それぞれ、お正月、新しい年を迎えられまして心機一転ですね、いろいろとこう考えることもあったんじゃないかというふうに思います。今年が、昨年のようないろんな災害が無い、いい年になるように祈ってまいりたいと思いますが、これから先、我々もですね、異常気象と言われてますので、そういう災害に遭うかもわかりません。今年も早速、田野町ではですね、突風が吹いたりしてですね、被害も出ておるといようなことも新聞紙上で見させていただきました。そういうことが続かないようになってほしいと思っております。

今日は令和になってですね、第1回目の会ということで、令和の年になって初めての会になろうと思えますし、また、初めてのお正月を迎えた年ではありますが、今年、また皆さん方に大変お世話になるわけですが、よろしくお願いをしたいと思いますので、お願いします。

それでは令和2年の第1回目の本日の定例会を進めてまいりたいと思えますのでよろしくお願いを致します。

それでは、今日は議案に若干訂正があります。そして本日の議事録の署名人は平山委員、横山委員にお願いしますのでよろしくお願いをいたしたいと思います。なお委員の中で欠席届が出ている者、水田委員からですね、欠席届が出ておりますので、ご報告をさせていただき、本日の会を進めていきたいと思えますので、よろしくお願いを致します。

すいません、先に訂正を事務局より、していただきたいと思えますのでよろしくお願いを致します。

事務局

はい、議案書の1ページを開いて下さい。申請番号3番の現況地目が一番下ですね、865-1が、現況宅地になってますが、畑ですので、訂正をお願いします。以上です。

議長

以上、訂正がありましたので皆さん方よろしくお願いをしたいと思います。それでは議案に沿いまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての説明をお願いします。

事務局

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明致します。

1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町松本字上品258番1、地目は田、農振区分は農用地、面積は1,343㎡、譲渡人、  
、  
、譲受人、  
、譲受人の耕作面積は3,065㎡、譲渡理由は農業廃止、譲受理由は経営規模の拡大、資料は1で10a当たり647,803円で総額870,000円です。

2番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町神通寺字空田85番1、地目は田、農振区分は農用地、面積は628㎡、譲渡人、  
、譲受人、  
、譲受人の耕作面積は11,245㎡、譲渡理由は農業廃止、譲受理由は経営規模拡大、資料は2で10a当たり318,472円で総額200,000円です。

3番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は物部町山崎字東土居834番1、地目は畑、農振区分は農用地、面積は1,233㎡、外4筆、計5筆で合計面積1,958㎡、譲渡人、  
、譲受人、  
、譲受人の耕作面積は1,386㎡、譲渡理由は相続財産管理人による処分、譲受理由は経営規模の拡大、隣接地の取得、資料は3です。

農地法第3条第2項各号の判断基準につきましては、事前にお配りしている調査書のとおりで、いずれも不許可の要件には該当しないものと判断していま

す。

引き続き補足説明を致します。写真資料の3-1を開いて下さい。申請3番の申請ですが、この申請は亡くなられた[ ]さんの[ ]さんがご近所である[ ]さんをお願いして贈与することになった案件です。

住宅地図の865-1、赤の細い農地の下にあるお家が[ ]さんのお家で、その下が、譲受人の[ ]さんの自宅になっております。

次に資料の3-3ですね。④を見ていただくと雑木も生えてですね、ちょっと山林に見えるんですが、次のページをめくっていただくと、これは雑木の中に入って撮った写真ですけども。中には柚子が植えられてまして、元々柚子畑であったところですよ。

それで、この農地については、伐採を行って、柚子が収穫できるように、資料3-5のとおり農地復旧・営農計画書が提出されております。

現在、伐採を業者に頼むように手配しているということ聞いております。以上です。

議 長 はい、説明が終わりましたので、ただ今より、質疑を行いたいと思います。皆さん方で、何かご質問はありませんかね。

ごめん、今補足説明があった、[ ]、この人、弁護士か何か。

事 務 局 司法書士です。

議 長 司法書士。

事 務 局 はい。

議 長 はい。  
何かご質問格段有りませんかね。

——— 質 疑 な し ———

議 長 無いようですので採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

——— 異 議 な し ———

議 長 それでは議案1号農地法第3条の規定による許可申請ですが、原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

——— 全 員 挙 手 ———

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。  
続きまして、議案第2号農地法第3条の許可取消報告についての説明をお願いします。

事 務 局 報告第2号 農地法第3条の許可取消について報告致します。

1番、申請地は香北町日ノ御子字新川764番1、地目は畑、面積は396㎡、外3筆、計4筆で合計607.11㎡、譲渡人、[ ]、[ ]、譲受人、[ ]、[ ]、取消理由は錯誤のため、権利は所有権移転贈与、許可日は平成28年1月7日です。以上です。

議 長 説明が終わりましたが、この件につきまして質疑を行いたいと思いますが、何かご質問はありませんかね。

事務局 補足を。

議長 はい。

事務局 この案件は、平成28年の1月7日付けで3条許可がされておりました。それで同年度同月の18日に所有権移転が完了しております。その後、今回、所有権移転登記抹消の申請が法務局にされて、錯誤により、売買契約が無効になり、3条許可の取り消しの願いが提出されたものです。

錯誤の理由としては、譲渡人の先々代がすでに売買をしていたことが発覚し、売買契約が無効となったということです。

■さんが植えようとしたらですね、そこにそこは私の農地ですという方が出てきて、植えることが出来なくなったということだそうです。以上です。

議長 よくわからんけど、それはちゃんと登記されちゃったが。

事務局 登記されてました。

議長 ほいたら、1回売っちゃったものをもう1回売ろうとしたということかえ。

事務局 登記はですね、■さんにされたんですが、その以前に、おそらく、そこはたぶん口約束だと思うんですけど、自分の農地と言う方が出てきて、植えることができなくなったのでもう今の譲渡人に返したという。

議長 そのわからんことはないけどよ、謄本等を取ったらよね、かちっと書かれちゅうきよ、その売り主のほうもよね、自分のものじゃないということよね。結局。

事務局 今回の譲渡人は登記はされてるんですが、その譲渡人がおそらく先々代がそういう約束でやっているということを知らずに。

議長 登記をされてなかったってことよね。

事務局 そうです。実際は登記がされてないので、たぶん権利設定もされてないので、元々の売買契約もされてないので、今の所有者の方に権利があるのか、それとも元々専有していた方の所有になるのかわからんですけど。話し合いのうえ、法務局へ申請して錯誤で訂正されたというわけになっているということで詳しい内容まではちょっと把握してないんですけど。

議長 お互いに■さんも納得しちゅうがやね。

事務局 そうです。

議長 前は売買契約をしても結局、登記には至らざった、至るわけにはならんよね。

事務局 ■さんが登記をしょって、■さんが所有権移転で登記をしょったんですよ、自分のものにしょったんですけど、そういう事情が出てきたのでなかったこと、その売買はなかったことにしたということです。

事務局 先々代の時にはちゃんと登記できてなかったのよね。

事務局 してないです。約束もたぶん何も残ってない。



■■■■、■■■■、非農地化した理由は、申請地には平成15年頃に倉庫を設置し、以来、資材置場として利用してきました。今後も農地として利用することはありません。調査員は横山委員で資料は11です。以上です。

議長 以上、説明が終わりましたが、ただ今より、補足説明をお願いしたいと思います。1番、2番、5番につきまして、堤委員をお願いします。

委員(6番) 資料の4-1をご覧ください。場所は前の楠目小学校の跡地の東へちょっと行ったところを北へ突き当たったところなのですが、もう15年以上前からこういう状態であるということで問題は無いと思います。

そして2番の油石の件ですが、油石をずっとゴルフ場の方へ上がって行きまして、1番奥の端のお家になります。こちらもずいぶん前からこういう状態で、問題は無いと思われま。

それと5番の■■■■の分が資料8を見ていただきたいと思います。ここは市街化区域で転用届も出ておりまして、問題は無いと思われま。以上です。

議長 はい、すいません。次、岡田委員、3番、4番をお願いします。

委員(5番) はい、資料1の農地の売買があったところの南側になりますが、この■■■■さんのお父さんと、その南側に家が見えると思いますが、その人、■■■■さんとは兄弟で、お父さんがおる時から、■■■■さんがここを車庫として使ってたようですが、農地ではこのままでは売れないので転用して売買ということになるんかと思いますが、ずっと60年位このままで周りも承諾を得ているということで全然問題ないと思います。

次は4番、資料7-1の南側に家があるんですが、ここは■■■■さんのお父さんが住んでた家なんですが、その家等を■■■■さんから借りて、だいたい前から借りちよったと思うんですが、そこへ車庫を建てて資料2のところを■■■■さんに売ってというのがですが、この家を■■■■さんが買うことになって、それでここ農地じゃないき、転用して売買ということになったんです。これもずっと前からこのような状態で変わりません。全然問題は無いと思います。

議長 はい、それではすいません、宗石さん。

委員(8番) はい、資料の9をご覧ください。場所は国道195線より、小川っていうところから県道30号の久保川へ3キロ入ったところで、ここは香北赤岡線といいます。この古いお家を県外の方が農家レストランっていうのをしたいということで売買をするようになったそうなんですが、2・3坪程の蔵の裏が陰地がありまして、これがクリアされてなくなって出てきました。ここには桜と南天が植わっているようですが、まったく問題は無いと思います。それと隣の田んぼがありますが、田んぼはこの■■■■さんが■■■■さんに前年度に売買致しまして、すでに榎の木を現在植えているところでして、まったく問題は無いと思います。以上です。

議長 はい、続いて五百蔵さんですかね。

推進委員(12番) それでは資料の10をご覧ください。確か10月18日でしたが、本人と一緒に現場に行きました。場所は白川上、そして有瀬です。この写真を見ていただければわかると思いますが、議案にも書いて頂いてるように、有瀬も白川も20年前に柚子、銀杏を植えたらしいですが、3年ほど通って管理してたものの、もうとてもじゃない、できないということで約20年間放置の状態、写真を見ていただいたら想像つくと思いますが、葛が生い茂ってまして広い葉つ

ばが邪魔で、あまり詳しくは見えなかったですけど、有瀬で1筆だけ、柚子の実がなっているのが2本ですか、見えました。もうこんなものと思いますのでもう致し方ないと考えております。以上です。

議長 はい、続いて横山さん。

委員(3番) 資料の11をご覧ください。航空写真の黄色で囲んであるところが本人の申請があった倉庫になっております。隣の家が自宅となって、周りの田んぼは本人のものということです。現時点ではすでに倉庫になっているので、もう問題は無いと思います。以上です。

議長 はい、補足説明も終わりましたので、ただ今より、議案第3号について質疑を行いたいと思いますが、何かご質問は有りませんか。

それぞれ地区の担当の人はこの場所も特定できると思いますが、なかなか特定が出来ないところもありますので、地区の人にはですね、是非とも了解というか賛成をしてもらいたいというふうに思いますが。

各段質問は有りませんか。各段質問が無いようですので、

推進委員(8番) 教えてください。

議長 はいはい、どうぞ。

推進委員(8番) 5番なんです。すみません。わからないので教えてください。5番でございますが、農地転用の届けが出ておれば、それに基づいて宅地になり、転用はできないんですか。わざわざ非農地する必要がどういう形であるのかよくわかりませんので、教えていただきたいと思います。

事務局 はい、そしたら説明します。[ ]さんが建売で住宅を建設するという事で、5条の届け出があつて受理をして、受理通知書を出しております。それに基づいて所有の変更はしてありますが、地目については農地から建売のできた段階で、たぶん法務局へ受理書をもってですね、するんですが、今回造成の段階ですね、新たに買いたい方が出てきたということで、今の状態でその新しい方に名義を変えるために非農地が必要ということで申請をされたということです。

推進委員(8番) わかりました。すみません。

議長 この場合、全部をやりよらあね。全筆。買われる人は、これを全体を買うがです、一部分。

事務局 そこまでは確認できてないですけど。非農地をして分譲なりに切り替えるとか、一部建売とか。

議長 普通は非農地、必要性があるかなあという思いもあるけど、この部分だけ買いたいき、先にしたいとかいう。

事務局 法務局で地目変更する際に必要な書類として非農地が必要だということで申請されてます。今の受理書ではたぶん変更が出来ないからだと思います。そうでないと必要性は無いと思います。

議長 必要性無いと思うよねえ。例えば香南市なんかは、いながら[ ]はよう宅地造成しゆうがですよ。それいながら5条でやりますよね。まあ、そういう手順を踏んで各段、委員会としては問題はないというふうに思います。

事務局 実際、ちょっと初めてでしたので、どういう理由でと確認したらこういった理由っていうことでしたので、たぶん、おそらく法務局での手続き上必要だと思う、非農地証明が必要だと思います。

議長 田村さん、オッケーですかね。

推進委員 (8番) はい。わかりました。

議長 はい、他にご質問は有りませんか。

——— 質 疑 な し ———

議長 各段無いようですので、議案第3号非農地証明願いについての採決をしたいと思います。賛成の方の挙手をお願いします。

——— 全 員 挙 手 ———

議長 はい、全員賛成です。有難うございました。

続きまして議案第4号農地法第18条第6項の解約通知報告についての説明をお願いします。

事務局 報告第4号 農地法第18条第6項解約通知報告について説明致します。

1番、申請地は土佐山田町林田字カリヤ151番、地目は田、農振区分は農用地、面積は2,202㎡、貸人、  
、借人、  
、成立日、解約日、引渡し日ともに令和元年11月22日、解約理由は今後地域の複数の農業者が農作業受委託により、短期的に作物を替えながら耕作することとしたため、中間管理によることが適切でないと思われることから、契約解除するものです。

2番、申請地は土佐山田町林田字カリヤ151番、地目は田、農振区分は農用地、面積は2,202㎡、貸人、  
、借人、  
、成立日、解約日、引渡し日ともに令和元年11月22日、解約理由は1番と同じです。今後地域の複数の農業者が農作業受委託により、短期的に作物を替えながら耕作することとしたため、中間管理によることが適切でないと思われることから、契約解除するものです。

3番、申請地は土佐山田町楠目字大西土居353番、地目は畑、面積は2,224㎡、貸人、  
、借人、  
、成立日、解約日、引渡し日ともに平成27年9月1日、解約理由は高齢化のためです。以上です。

議長 以上、議案第4号の農地法第18条第6項の解約通知報告の説明がありました。皆さん方より、ご質問を受けたいと思います。何か質問はありませんかね。

——— 質 疑 な し ———

議長 各段無いようですので、この件につきましてもですね、報告案件ですので報告のみとさせていただきたいと思います。

引き続きまして議案第5号使用貸借返還通知報告についての説明をお願いします。



事務局 報告第5号 使用貸借終了農地返還通知について説明致します。  
1番、申請地は土佐山田町中野字口戸37番1、地目は田、農振区分は農用地、面積は963㎡、外7筆、計8筆で合計7,006㎡、貸人、  
、借人、  
、終了年月日は令和元年12月31日、解約理由は高齢化のためです。

2番、申請地は香北町朴ノ木字竹ノ内358番、地目は田、農振区分は農用地、面積は489㎡、外16筆、計17筆で合計5,012㎡、貸人、  
、借人、  
、終了年月日は令和元年11月15日、解約理由は貸人の事情を考え、返還することが相当と判断されたためです。以上です。

議長 以上、説明が終わりましたので、議案第5号につきましての質疑を行いたいと思いますが、何かご質問ありませんかね。  
1番、高齢化、どちらのことや、  
さんのことか。

事務局 そうです。

議長   
さん、高齢化でよう作らんなったら、どっさり出てきやあせんかね。皆さん方から質問を受けたいと思いますが、何かご質問は有りませんか。各段有りませんか。

——質疑なし——

議長 各段無いようですので議案第5号の使用貸借の返還通知報告については報告のみとさせていただきたいと思います。  
続きまして議案第6号農地法第5条の規定による届出報告について説明をお願いします。

事務局 報告第6号 農地法第5条届出報告について説明致します。  
1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町宝町3丁目66番、地目は畑、面積は152㎡、譲渡人、  
、譲受人、  
、転用目的は賃貸露天駐車場、資料は12で調査員は事務局公文です。以上です。

議長 以上説明が終わりましたので、ただ今より、議案第6号について質疑を受けたいと思いますが、何かご質問は有りませんか。これは市街化区域内の転用ということで各段問題は無いかと思いますが、何かご質問があれば受けたいと思いますが、各段有りませんか。

——質疑なし——

議長 各段無いようですので、議案第6号もですね、報告案件ですので報告のみとさせていただきたいと思います。  
続きまして議案第7号香美市農用地利用集積計画についての諮問ですが、説明をお願いします。

事務局 議案第7号経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について補足説明を致します。

最初に10ページになります。貸借による利用権設定について説明させていただきます。

1番は農業公社による中間管理権の貸借事業になります。

■さんから土佐山田町の農地3筆、合計4,131㎡を借り受け、このあと、■さんに貸し付けることになっております。

2番は、香北町清爪の農地4筆を、■さんから借り受け、このあと、■さんに貸し付ける予定です。

次に11ページに移ります。3番、再設定になります。土佐山田町久次の農地を、■さんが借り受け、生姜を栽培します。賃借権で期間は5年となります。

4番は、新規設定になります。土佐山田町岩次の農地を、■さんが借り受け、水稻を栽培します。使用賃借権で期間は5年です。

続いて、12ページをお開け下さい。

5番、新規設定で、土佐山田町中野の農地を、同じく■さんが借り受け、水稻または野菜を栽培する予定です。使用賃借権で期間は5年となります。

続いて6番。再設定で、土佐山田町須江の農地を、同じく■さんが借り受け、水稻を栽培します。賃借権で期間は3年です。

次に13ページをお開け下さい。

7番も、再設定で、土佐山田町宮ノ口の農地を、■さんが借り受け、水稻を栽培します。使用賃借権で期間は5年となります。

8番も、再設定で、土佐山田町加茂の農地を、■さんが借り受け、ほうれん草を栽培する予定です。使用賃借権で期間は5年となります。

次に14ページに移ります。

9番から12番までは新規設定で、同じ方が借り受けされます。4名の方がそれぞれ所有する土佐山田町の農地、合計6筆を■さんが借り受け、水稻を栽培します。賃借権で、期間はいずれも5年となります。令和2年の2月5日まで、■さんのお父様が利用権設定されていたものを、新たに息子さんが利用権設定されるというものです。

次に16ページに移ります。13番、再設定で、土佐山田町宮ノ口の農地3筆を、同じく■さんが借り受け、青ネギとオクラを栽培します。使用賃借権で、期間は10年です。

14番と15番は、新規設定です。2名の方がそれぞれ所有する土佐山田町楠目の農地、合計4筆を同じく■さんが借り受け、文旦を栽培する予定です。使用賃借権で、期間は5年となります。

16番も新規設定で、土佐山田町楠目の農地を■さんが借り受け、水稻を栽培します。賃借権で期間は3年です。

18ページにいきます。17番、新規設定で、土佐山田町楠目の農地3筆を、■さんの■さんが借り受け、水稻と野菜を栽培します。使用賃借権で期間は10年となります。

18番は再設定になります。土佐山田町入野の農地2筆を、同じく■さんが借り受け、牧草を栽培します。賃借権で期間は5年となります。

次に19ページに参りまして。19番、新規設定です。土佐山田町山田の農地を■さんが借り受け、ニラを栽培します。賃借権で期間は5年となります。

20番と21番は新規設定で、2名の方が所有する香北町白石の農地、合計4筆を■さんが借り受け、柚子を栽培します。賃借権で、期間はどちらも20年となります。

22番、新規設定で、香北町下野尻の農地を■さんが借り受け、ニラを栽培します。賃借権で、期間は10年です。

23番も新規設定となります。香北町永野の農地3筆を同じく■さんが借り受け、柚子を栽培する予定です。賃借権で、期間は20年となります。

24番から26番までの新規設定は、3名の方が所有する香北町梅久保の農地、合計6筆を23番と同じ■さんが借り受け、柚子と野菜を栽培致します。使用賃借権で、期間はいずれも20年となります。

最後に23ページの27番、こちらも新規設定で、香北町猪野々の農地を、2

3番から26番までと同じ■さんが借り受け、柚子を栽培致します。使用貸借権で、期間は20年となります。以上です。

議 長 議案第7号の香美市農用地利用集積計画について説明がありましたので、ただ今より、質疑を行いたいと思います。皆さん方ご質問は有りませんか。各段有りませんかね。

——— 質 疑 な し ———

議 長 格段無いようですが、採決に入って構いませんかね。

——— 異 議 な し ———

議 長 それでは議案第7号香美市農用地利用集積計画についての諮問であります。原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

——— 全 員 挙 手 ———

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。引き続きまして議案第8号香美市農地利用最適化推進委員選任に関する規定の一部改正について説明をお願いします。

事 務 局 初めに少し説明させていただきます。平成27年12月に定めた香美市利用最適化推進委員選任に関する規定というものの第9条には「推進委員の補充として推進委員の欠員が定数の3分の1を超えた場合はこの告示に定められた手続きに基づき、推進委員を補充する」とあります。この現在の規定によりますと6名以上の欠員が出るまで推進委員の補充が出来ないことになってしまいます。元々推進委員さんには担当区域が決まっており、場合によってはおひとりの推進委員さんの欠員でも他の農業委員さんや推進委員さん、そしてお客様に影響が出てくる場合もあるのではないかとこのことを考えまして、今回規定の改正を提案するものです。改正案では委員会にて協議の上、必要に応じてというふうな文言にしていますので、任期終了までに数か月もない場合とか、区域によっては農業委員さんと推進委員さんのカバーで補える場合には即補充ということにはなりません。

それでは読み上げさせていただきます。

議案第8号、香美市農地利用最適化推進委員選任に関する規定(平成27年香美市農業委員会告示第14号)の一部を次のように改正する。

令和2年1月9日提出。

香美市農業委員会 会長 原心一

第9条第1項を次のとおり改める。

推進委員に欠員が生じた場合には、委員会にて協議の上、必要に応じて委員の補充を行うものとする。

附則

この告示は、令和2年1月10日から施行する。

なお、補足ですが、農業委員さんの欠員補充につきましても同様に改正を考えておりますが、こちらは事務手続きとして市長局の決裁をもらうこととなりますので、今回の農業委員会の議案には上がっておりません。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、皆さん方よりご質問等を受けたいと思いますが、その前にですね、大倉委員さんが梯子からこけてですね、今リハビリをして、他人の方から支えていただければ歩けるような状況になっておると、それから会話もできるということらしいですけども、外へ行ってですね、活動はなかなか難し

い状況であるということからですね、辞表が出されました。そういうことですね、辞表も受理しております。そうになりましたので担当区域、逆川が担当区域であります、補充の必要性が出てくればですね、補充をせなあいかんというふうなことを考えておりますが、今のところ、森田君が杉田と逆川の方をですね、担当してやってもいいですよというお話もいただいておりますんで皆さん方からですね、ご意見なり、いろいろ聞かせていただいて、そういう他地域の人がその地域の補充してやっていただけるのであれば、補充をせずにですね、進めていきたいという考えを持っております。どうしても人数的に無理もあるので、補充をして下さいというご意見もあればですね、そういうふうなことの手続きを進めていきたいというふうに思ってますし、手続きを進めるには広報で1回、募集を流してですね、それから選任ということになってくるんで若干時間はかかりますが。今までの農業委員会の中で初めてのことでありましてですね、どういうふうな取り扱いをしたらいいかなあとということで皆さん方にご意見を聞かせていただいて進めていきたいというふうに思っていますので、まあひとつ皆さん方からいろいろご意見をいただきたいと思っておりますけども、よろしくお願ひしたいと思ひます。何かご意見有りませんか。

委員（4番）

はい。

議 長

はい、どうぞ。

委員（4番）

3月いっぱいまで私で、かまんかったらやらさせていただきます。

議 長

3月いっぱいでもう終わりぞ。

委員（4番）

私で良ければ、もう大倉さんの代わりに一緒に私がやりたいと思ひますのでよろしくお願ひします。

議 長

そういう建設的なご意見が出ております。皆さん方もですね、自分のところへひょっとこうまたふりかかってくることになるかも知れませんが、その時に森田君がやってくれたき、おまんもやってやと無理じいはしません。ただ今回についてはですね、森田君がやってもいいですよと言ってくれてますので、そういう対応でですね、大倉君の後の逆川の地域のことについてもですね、地元の人から非農地証明とかいろんなことが出てきたときに現地へ入ってですね、確認をせなあいかんことについて森田君にお願いをするということでご理解いただければ、皆さん方ご賛成いただいてですね、今回については森田君にお願いをするということで了解をいただきたいと思ひますが、ご意見有りませんか。

——— 異 議 な し ———

議 長

すいません、森田君が快く引き受けてくれてますので、一つお願いをしたいと思ひますのでよろしくお願ひをします。

そういうことでこの件につきましてはそういう方法で進めていきたいと思ひますのでよろしくお願ひします。

続きまして議案第9号農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議事項についてですね、説明をお願ひをします。

事 務 局

こちら説明させていただきます。

高知県農業会議から文書が届きまして、以前もお知らせしましたが、他県において10月に農業委員会会長が農地転用にかかる収賄容疑で逮捕されるというような事件が発生しました。行政委員会である農業委員会というのは法令職種による公正、公平な職務遂行、とりわけ農地制度の適正執行に努めなければなら

りません。このことを踏まえて11月28日に開催されました令和元年度全国農業委員会会長代表者集会において農業委員会の委員等の綱紀補助に関する申し合わせを決議し、改めて農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくことを確認しました。

つきましては、本申し合わせ決議の趣旨に則り、令和2年1月までの農業委員会総会において、すべての農業委員会で法令順守についての決議を実施していただきますようお願いいたします。ついでに内容の文書が高知県農業会議より届きました。それを受けまして、この議案第9号になります。25ページをご覧下さい。読み上げさせていただきます。

#### 農業委員会の遵守の申し合わせ決議

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令順守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

#### 記

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守徹底するための研修等を実施すること。

令和2年1月9日  
香美市農業委員会

議長

以上説明をさせていただきました。

このことについてはですね、他県ではありますけれども、金銭の授受があつてですね、農業委員会が許可を出したとかいうようなことがあつておるといふようなことが聞いております。高知県ではそういうことがありませんし、また、香美市の農業委員会でもそういうことも今まで聞いたことがありませんので、まず、ないというふうに思ってますが、このことを再度、皆さん方、委員さんがですね、徹底をしてほしいというふうなことでこういう文書をいただいております。

なお、個人情報、個人情報って最近非常にそのことについて言葉が出てきますけれども、やっぱり、個人の情報のことをすべて今日委員会にかけてですね、議決をしますので、そのことが公つて言うたらおかしいですけども、他人の人にあの人がどこそこの農地をなんぼで売ったとかそういうふうな話が出てほしくないというふうなことであると思います。ただ委員さんについてはですね、土地の売買のあつせんをするのが仕事ですので、例えば近隣の土地の売買価格、あの辺の土地はなんぼやったでよと、どればあするろうねって話が出たときに全然知らんぜよとか、そんなこと聞いたことないぜよとかいうふうなことになつても非常におかしいと思います。その土地の聞かれたところの土地の周辺の価格というのはですね、ある程度把握をしておる金額についてはですね、公表しても差し支えは無いと私は思ってます。ただそれが高かったとか、安かったとか、もっと値良うに売れるがぜよとか、もっと安うに買えるがぜよとか、そんな話をするのはちょっとおかしいと思いますので、そこところは皆さん方ですね、判断に任せてお話をさせていただきたいということであらうと思いますので、ひと

つその点、よろしくお願ひしたいと思ひます。また何かご不審な点等があればですね、また事務局なりに、私なりにお話をつないでいただひてかういふことにならないやうなことに進めていかなあいかんいふうに思ひてますのでよろしくお願ひをしたいと思ひます。

議案第8号についてですね、議決をいただひてなかつたやうです。委員の選任のことですけれども、今日議決といふことで進めていくと、第9条第1項を次のとおり定めるといふことで「推進委員の欠員が生じた場合には、委員会にて協議の上、必要に応じて委員の補充を行うものとする」といふことにしております。かういふことをご了解をいただひたいと思ひますので、かういふことで賛成の方の挙手をお願ひをしたいと思ひます。

———全 員 挙 手———

はい、どうもどうもすみません。全員賛成です。

それから先ほどの綱紀肅正のことについても説明があつたやうにお願ひをしたいと思いますので、委員としてのですね、自覚を持って会に、またいろんなことに取り組んでいただひきたいといふうに思ひてますのでよろしくお願ひをしたいと思います。

本日の議案に沿つてのことですが、その他の件については議案の中で第10号その他の件がありますので、この件について事務局より何かあれば。

何もないです。

各段無いやうですので、引き続きですね、農地利用最適化推進意見交換会を進めていきたいと思ひますが、5分程度休憩をしてから進めていきたいと思ひます。それではよろしくお願ひをします。

議 長

事 務 局

議 長

閉会 (14時31分)

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議 長

原、心一

署 名 人

平山 剛雄

署 名 人

権山 実男